

# 勤労者自己住宅資金 利子補給制度のご案内

(元金の返済開始日が令和2年3月31日以前の方)

最大3年間

最大75,000円/年

## 制度の概要

市内において、新築のマイホームを建築・購入するために金融機関から融資を受けた勤労者のみなさまに対して、市が利子の一部を補給する制度です。

## お申し込みできる方

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 事業主に常時雇用されている方。
- (2) 市内に自ら居住するための住宅を新築（付随する土地の取得を含みます。）したか、市内の新築分譲住宅（新築マンションを含みます。）を購入した方。
- (3) 金融機関から住宅資金の融資を受けている方。
- (4) 借入金の1年間の利子を含む返済額（繰上返済額は除く）が、前年の所得金額の25%以上の方。（債務者が複数の場合は、その全員の所得金額を合算します。）
- (5) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していない方。

## 対象となる借入金と期間

対象となる借入金は、新築住宅か新築分譲住宅の取得とそれらに付随する土地の取得に要した資金で、金融機関からの借入分です。毎年当初残高の750万円を限度とし、補給期間は、返済を始めた日から3年以内です。

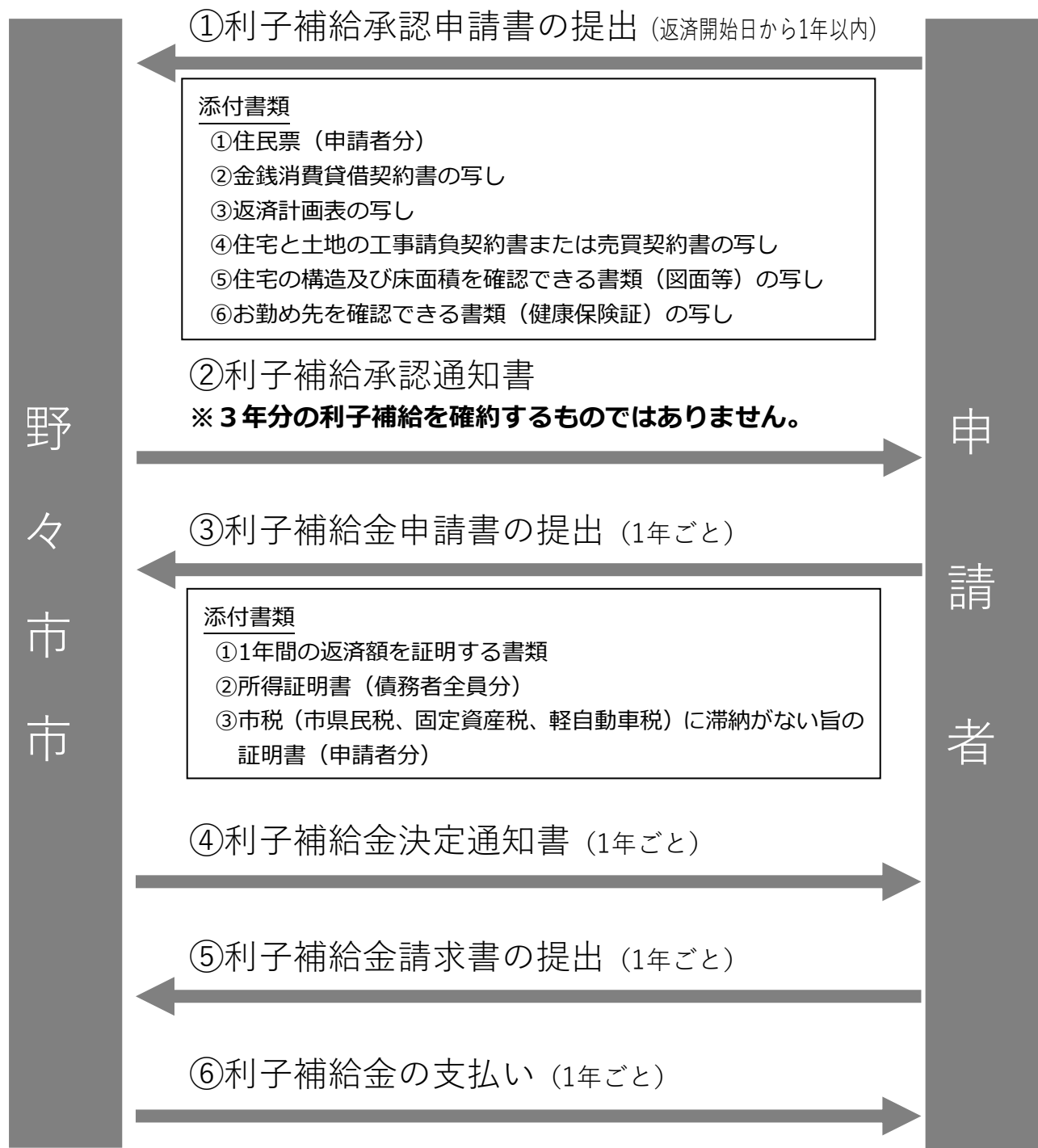
## 補給金額

対象となる借入金の年当初残高の1%（限度額75,000円）です。  
毎年の申請により、1年分を一括してお支払いします。

## 申込み期間

融資の返済開始から3年以内です。ただし、1年・2年を経過した期間に係る申請については、お受けすることができませんので、ご注意ください。

## 利子補給手続きの流れ



### 申請者

お申し込み条件を満たす方が複数いる場合は、主として世帯主の方が申請してください。

### 申込み受付窓口

〒921-8510  
石川県野々市市三納一丁目1番地  
野々市市役所 産業振興課 商工労働係  
**TEL : 076-227-6082**